

市立小諸図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、市立小諸図書館（以下、「図書館」という）の資料収集について基本を示し、図書館利用者（以下、「利用者」と言う。）の現在だけでなく、将来の利用にも応えることができるよう、より充実した蔵書構成を目指すために必要な事項を定めるものとする。

(資料収集の基本方針)

第2条 図書館は、「図書館の自由に関する宣言」の精神と「市立小諸図書館の基本理念・基本方針」に基づき、利用者が生活をより豊かに創造し、誰もが気軽に公平に利用し、よりよく生きることに役立つ、次の資料を収集するものとする。

- (1) 利用者の地域活動や生活、仕事などに役に立つ資料
- (2) 学びの礎となり、人づくりや市民づくりを促す資料
- (3) 余暇活動を支援する資料
- (4) 調査や研究を援助する資料
- (5) 小諸市の歴史となる地域資料や行政資料
- (6) 年代や障がい、言語など、利用者の特性に応じた工夫が図られた資料

(収集資料の種類及び範囲)

第3条 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般資料（参考図書、外国語図書を含む）
- (2) 郷土資料
- (3) 児童資料
- (4) 逐次刊行物（新聞、雑誌、その他）
- (5) 視聴覚資料

(資料別選定基準)

第4条 収集する資料は、次の基準に基づいて収集するものとする。

- (1) 一般資料
 - ① 人文科学（総記、宗教哲学、歴史、伝記、地理、民俗学、語学）
 - I 世界を知り、地域を知り、人を知る分野として、多彩な歴史、文化、思想に広く、深く、触れることが出来るよう、多種多様な資料を収集する。
 - II ひとつの学派、思想に偏ることなく、利用者自身が考え、選択することができるよう、資料を幅広く収集する。
 - III 「戦争の歴史」は、近代以降の戦争、特に第二次世界大戦に関する史実、手記等を中心に、様々な角度からの思索ができるよう、固定概念にとらわれることなく選択する。

- ② 社会科学（社会学、経済学、経営学、商学、社会福祉、法学、地方自治）
 - I 複雑な現代社会の実態を正しく捉え、これからの社会の未来像にむけて、どのような行動をすべきか、一人ひとりの判断を支援できるよう、幅広く資料を収集する。
 - II 人間社会への深い理解と敬意と愛情を持って選択する。
- ③ 医療（闘病記、健康法、心理学、栄養学、高齢者医療、）
 - I 生と死に関わる分野として、幅広く多様な資料を収集し、常に新しい情報を提供できるよう、資料の新陳代謝をこまめに行う。
 - II 内容を精査し、医療専門の出版社を中心に、確かな情報に留意して選択する。
 - III 利用者の興味・希望を考慮し、民間療法やそれに近い健康法は、偏ることのないよう留意して選択する。
 - IV 当事者や当事者を支える人たちが、身体や病気に向き合い、よりよい選択をするための補助となる資料を収集する。
 - V 入門書から専門的な資料まで、広範囲に収集する。
- ④ 子育て/教育（保育、子どもの健康、妊娠出産、生涯学習）
 - I 家庭、学校、地域それぞれの場での「人が人を育む」ことを支援し、心豊かな暮らしを営むことができるよう、多種多様で、多角的な資料を収集する。
 - II 固定概念や先入観に囚われることなく、子育て・教育の様々な事象に対し、受容し愛情を持って資料を選択する。
- ⑤ 芸術/スポーツ（美術、音楽、芸能、スポーツ）
 - I 視覚、聴覚等の五感や身体を用い、自己を高め、創造し、表現する活動を補助し、支援できるよう幅広く資料を収集する。
 - II 流行り廃りに惑わされることなく、自身の感性で読みとることが出来るよう、多様な鑑賞の理解を助け、心身の育成と心豊かな暮らしのための資料を選択する。
 - III 「山岳関係」は、初心者から上級者まで、それぞれのレベルに合わせて、安全に楽しむことが出来るよう幅広く資料を収集し、命を守るための知識と技術を補足するための資料を併せて選択する。
- ⑥ 自然科学（科学、天文学、地学）
 - I 論理的な思考力、現象を正確に読み取る洞察力、粘り強い探究力等を育み、さまざまな自然界の「真理」を追究することの喜びや楽しみを知ることが出来るよう、資料を選択・収集する。
 - II 視覚的に楽しめる資料から専門的な資料まで、利用者の幅広い要求に応え、且つ「学び」を広め、深めるための資料を選択する。
 - III 災害関連の資料は、「災害の科学」として、歴史や人々の記録から学ぶことが出来るよう、史実からそのメカニズム、防災に至るまでを網羅的に収集する。

- ⑦ 技術・工学（環境、情報科学、家政学）
 - I 人の暮らしに役立ち、利便性や快適性をもたらす「モノ」や「技術」を創り出す身近な分野として知り、学び、モノが動く基本的な仕組みや、内部構造、機能などを理解するため、入門書から専門的な資料、鑑賞のための資料など、幅広く収集する。
 - II 問題も多く指摘されている分野であることを考慮し、多角的な視点で考えることができるよう、固定概念に囚われることなく、多様な資料を選択する。
- ⑧ 生物学（獣医学、飼育、水産学）
 - I 命あるものすべてについて、生命の本質と在り方を学び、考え、理解を深めるための資料を、幅広く収集する。
 - II 飼育し、共に暮らすために必要な知識を得られるよう、利用者のあらゆる興味や要求に応えられる多様な資料を収集する。
- ⑨ 植物学/農業（園芸、森林学、農業経営、畜産学）
 - I 実用学として蓄積されてきた知恵や技法を、科学的に体系化された知識として学び、応用し、実践していくため、入門書から専門的な資料を幅広く多角的に収集する。
 - II 「食の問題」に関しては、諸説あることに留意し、利用者の要求に応えながらも、固定概念に囚われることなく多角的に資料を選択する。
- ⑩ 実用書（料理、手芸、パソコン）
 - I 利用者の多様な興味・関心に応えられるよう、幅広く資料を収集する。
 - II 最新の情報に留意し、季節に応じた資料を選択する。
- ⑪ 文学
 - I 利用者の多様な興味関心に応え、心豊かな暮らしのために多様な資料を収集する。
 - II 古典的作品から現代の新進の作家まで、読書の幅が広がり深まる資料を、幅広く収集する。
- (2) 郷土資料
 - ① 基本方針
 - I 地域の身近な資料から貴重な資料まで、郷土を学び知るための資料を収集する。
 - II 郷土の過去を学び伝え、未来に向けて新しい郷土文化の創造につながる資料を市民と共に収集する。
 - III 「小諸義塾」「島崎藤村」に関する資料は、図書に限らず全ての資料を収集する。
 - IV 資料の保存と利用者への提供を考慮し、小諸市に関する資料は原則として複本で収集します。また、その他の郷土資料は、必要に応じて複本で収集する。

- ② 郷土資料の対象区域と優先順位
 - I 小諸市や小諸藩全域に関する資料
 - II 長野県東信地区に関する資料
 - III 長野県全域に関する資料
 - IV 県内の北信、中信、南信地域に限定した資料
- ③ 郷土資料の範囲
 - I 郷土の歴史・地誌・自然・産業・経済・文化・芸術などを取り扱ったもの
 - II 郷土の人物、事柄を取り扱ったもの
 - III 郷土に伝わる事柄を取り扱ったもの(説話・伝説・民話・言葉・風俗・習慣など)
 - IV 郷土出身または在住の文学者の文学作品及び評論
 - V 郷土出身または在住の芸術家(絵画・工芸・写真等)の著作及び作品集
 - VI 小諸市内の小・中学校、高等学校の記念誌
 - VII 市内の小・中学校、高等学校の児童生徒・教職員・保護者等が郷土について調査研究を行い、それらをまとめた資料
 - VIII 郷土所在の施設・機関・団体等に関わるもの
 - IX 地域行政資料
 - X 郷土について記述のある雑誌・パンフレットなど
 - XI その他、郷土に関係するもので収集が必要と判断される資料(図書に限らない)
- ④ 郷土資料として収集に中らないもの
 - I 郷土出身または在住者の著作物であっても、内容が2)郷土資料の範囲に当たらないものは、郷土資料としない。
 - II ②V・VI以外の学校資料は収集しない。(学級・学年の文集、生徒会誌、名簿等)
- (3) 児童資料
 - ① 子どもたちへ手渡す本は、それぞれの発達段階に応じてすぐれた作品との出会い、本が心の栄養となり、豊かな人生を送る糧となるようなものを選ぶ必要がある。このことから、児童図書の選定は以下の点に留意し収集するように努める。
 - I それまでの著作が評価されている著者の作品を選ぶ。
 - II 新しい著者については、作品評価の信頼度が高いか吟味して収集する。
 - III 児童書作りに対する姿勢がたしかな出版社のものを選ぶ。
 - IV 子どもたちの知的、情緒的経験を広げ、創造力を養うことができるものを選ぶ。
 - V 興味本位にあつかったものや異常な怪奇性、残虐性のあるものはさける。
 - VI 装丁については、図書館での利用に耐えられるものかどうか配慮する。
 - ② 絵本

絵本は、子どもが人生で最初に出会う本であるので、長く読み継がれ、評価の定まったものを中心に、以下の点に留意して収集する。

 - I 絵が文章を物語っているもの

- II 絵、写真がすぐれた芸術性を備えているもの
 - III 文体がすぐれているもの
 - IV はっきりとしたテーマをもっているもの
 - V 登場人物が子どもたちの心情に沿っているもの
 - VI 昔話は、適切な再話であること
- ③ 児童文学
- 絵本から読み物へ移行し、読書への興味が深まるものに出会えるよう、長く読み継がれたものを中心に、以下の点に留意して収集する。
- I 創造力を広げ、様々な世界へ誘うことができるもの
 - II 登場人物が個性的で、生き生きしているもの
 - III 新しい作品に関しては、現代の子どもたちの心情に沿っており、かつ、人間への信頼を失わず、生きる力となるもの
 - IV 古典、名作の抄訳については、原作にもっとも近い形であるか吟味して選ぶ
- ④ ノンフィクション
- 子どもたちが、自らの知識を高め、本を使って調べる素地を養うことが出来る資料であるかを吟味し、以下の点に留意して収集する。
- I 内容、情報が正確でわかりやすく、時代の進歩に応じているもの
 - II 子どもが理解しやすい内容、興味をもてる工夫のあるもの
 - III 索引が使いやすく、便利に利用できるもの
 - IV 学校の学習に活かすことができるもの
- ⑤ ヤング資料
- 読書離れの進む10代へ、読書への興味をかき立て、必要な各種資料、情報を手渡すことができるよう、留意して資料を収集する。
- I 大人への成長途中である対象世代へ、自立を促し、自己確立の手助けとなるもの
 - II 特に関心のある分野である進学、就職に関する資料については幅広く収集する
 - III 資料の形態については図書のみならず、逐次刊行物、各種ガイドブック、パンフレット等も収集する
- ⑥ 紙芝居
- 家庭での利用のほか、集団での利用、特に最近では高齢者向けの利用も見込まれるので、以下の点に留意して収集する。
- I 絵が内容にふさわしいもの
 - II 内容が楽しめるもの
 - III しつけや教訓じみでないもの
- ⑦ 大型絵本
- 集団での読み聞かせの利用が見込まれるので、以下の点に留意して収集する。
- I 集団での読み聞かせに適した絵本であること

- II 大型であることによって、その絵本がより楽しめるもの
- ⑧ 児童向け視聴覚資料
 - 児童向け視聴覚資料については、内容、映像が児童に適切であるか判断して収集する。したがって、以下の資料は収集しない。
 - I 音楽、映像の表現が過激なもの
 - II 市販で手に入れることができる資料
- ⑨ 児童向けマンガ
 - 児童向けマンガについては、以下の点について留意して収集する。また、リクエストは基本的には受け付けない。
 - I 学習まんが
 - i 内容が正確であるもの
 - ii マンガで表現されることにより、その主題に興味をもて、理解しやすいように表現されているもの
 - II コミックス
 - i 評価のさだまったもの
 - ii 過激な描写、表現のないもの
- (4) 逐次刊行物
 - ① 利用者の要求をくみ取り、基本的な資料を中心にバランスよく収集する。
- (5) 視聴覚資料
 - ① 趣味・教養・文化活動・地域活動に利用できる資料的価値の高いものを選択的に収集する。
 - ② 図書等の利用に何らかの困難がある利用者のための音声資料・映像資料を優先的に選択する。
- (6) 音声資料
 - ① 収集する分野は、音楽・朗読・落語等の伝統芸能・講義録など、音声に係る資料を十分吟味して収集する。
- (7) 映像資料
 - ① 著作権許諾済みの資料について、以下を収集対象とする。
 - I TV等で放映されたドキュメンタリー作品で、広く視聴が見込まれるもの
 - II 映画・ドラマ作品のうち、評価の定まった古典的な作品
 - III その他のジャンルで広く視聴が見込まれるもの
- (8) その他（デジタル資料・データベースなど）
 - ① 方針に基づき、利用者の必要に応じて収集する。
- (9) 共通項目
 - ① 新装版・文庫版・愛蔵版・改題本
 - I 旧版と内容に全く変更がなければ収集しない。ただし、加筆修正がある、解説や

あとがきが変わっているなどの場合は、資料の有用性を検討して限定的に収集する。

② 改訂版・改題新版

I 前版発行から年月が経っていない、旧版とページ数や目次が同じなど、内容に変更が無ければ収集しない。

③ 活用期間が短い図書

I 年度限定の本など、活用期間が短く、特定時期しか活用できない資料は収集しない。

④ 付録

I 管理が難しい付属資料があり、それがないと本体の価値が著しく下がるものは収集しない。

⑤ 形態

I 以下の形態の資料は収集しない。ただし、類書が無い場合はこの限りではない。

- i バインダー式やリング綴りなど、散逸や破損のしやすいもの
- ii 記入式の実用書や練習問題を中心としたテキスト
- iii 問題集、ドリルや出題形式、パズルやクイズ形式で書き込みが懸念されるもの
- iv 切り取り式など、組み立てることを前提とした破損しやすいもの
- v 机上版、上装版、革装版等で、通常盤があるもの

⑥ 内容

I 以下の内容の図書は原則として収集しない。

- i 地域性が高く、対象となる地域以外では資料的価値が少ないため利用が見込めないもの
- ii 特定商品や特定施設などの紹介、宣伝など商品の販売、勧誘を目的としているもの
- iii 商品カタログ
- iv 大学のテキストに準ずるような資料で他に類書があるもの
- v 高度に専門的な内容で、他に類書があるもの

(資料の選定)

第5条 資料の選定は、選書委員会において一次選定し、館長が決定するものとする。

(選書委員会)

第6条 選書委員会は、司書等の資格を有する複数の職員により構成するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、平成31年4月1日から施行する。

寄贈資料に対する基準

(目的)

第1条 この基準は、市立小諸図書館管理運営規則に規定するもののほか、寄贈資料の取り扱いに関して必要な事項を定めるものです。

(受け入れをしない資料)

第2条 次に該当する資料は寄贈資料として受け入れないものとする。

- (1) 市立小諸図書館資料収集方針からかけ離れた特殊なもの
- (2) 資料価値が低いもの
- (3) 既に受入登録されているもの
- (4) 書架を占有する恐れのある、一時に多量の資料
- (5) 寄贈者が不明なもの
- (6) 特定団体等へ勧誘する要素が高いもの
- (7) 物販宣伝の要素が高いもの
- (8) 図書館長の許諾が無く、一方的に図書館に持ち込み、又は送付されたもの
- (9) 除籍基準に則った除籍を拒むもの
- (10) 除籍に際して寄贈者に連絡を要するもの
- (11) その他、館長が必要の無いものと認めたもの

(登録しない資料)

第3条 寄贈本を受納した後において、寄贈本の内容が前項に該当すると認められた場合は、登録しないものとする。

(匿名の寄贈)

第4条 寄贈者は、匿名での寄贈を希望した場合は、寄贈資料に氏名を記載しないことを出来るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

市立小諸図書館資料除籍基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市立小諸図書館が所蔵する資料を有効な利用状態に維持するとともに、資料の更新を円滑に行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(除籍の対象及び基準)

第2条 除籍の対象とする資料及びその基準は、次のとおりとする。

(1) 不要

受入れから概ね15年が経過し、次のいずれかに該当する資料

I 社会情勢の変化、科学技術の進歩等により、記述内容に価値を失った資料

II 同一内容で更新された資料

III 複本があり、保存する必要がない資料

IV 類書があり、保存する必要がない資料

V IからIVまでに掲げるもののほか、蔵書構成、資料の保存価値、利用者の需要、他の自治体の所蔵状況及び出版状況を総合的に判断して、保存する必要がないと認められる資料

(2) 汚損、破損

著しい汚損や破損により補修が不可能な資料

(3) 保存期限切れ

雑誌、新聞等で、定められた保存期限を経過した資料

(4) 亡失

災害等の不可抗力の事象により亡失または滅失した資料

(5) 損害

利用者が汚損、破損又は紛失した資料で、弁償が完了した資料

(6) 蔵書点検不明

蔵書点検を3回以上経た上で、なお所在不明の資料

(7) 長期延滞

通知等により督促を行ったうえで3年間以上の長期延滞となった資料

(8) 数量更正

合冊等を行うことに伴い、数量を変更する資料

(9) 版元回収

出版元からの回収要請に応じて除籍する資料

(10) 寄贈

図書館以外の公的機関等へ資料の譲渡又は所管替えを行う資料

(11) 職権

前各号に定めるもののほか、管理の都合により館長が除籍を必要と認める資料

(除籍の対象外とする資料)

第3条 前項の規定にかかわらず、次に掲げる資料は除籍対象から外することができる。

- (1) 古典、名著、基本図書と評価される貴重資料
- (2) 絶版等の理由により入手困難で、特に保存の必要がある希少資料
- (3) 雑誌等の逐次刊行物で、資料価値が高く永年保存と判断した資料
- (4) 小諸市や長野県内の地域行政資料
- (5) レファレンスの参考資料として保存管理する資料
- (6) 個人文庫等の特別コレクション

(除籍の決定)

第4条 除籍すべき資料は、小諸市教育長の承認を得て決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。